

特定事業所集中減算に係る Q & A

◎ 制度全般に関することについて

- Q 1 9月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。
- A 1 80%を超えているかどうかは、9月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。
- ① 前期…判定期間 3月分から8月分→減算適用期間 10月分から3月分
 - ② 後期…判定期間 9月分から2月分→減算適用期間 4月分から9月分

【例】

平成30年3月から8月までで80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、平成30年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。

※本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合があります。

- Q 2 訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。
- A 2 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

◎ 基本的な提出方法等について

- Q 3 紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している（と思われる）。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」等を提出しなければなりませんか。
- A 3 80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」等の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください（正当な理由に該当するかどうかは、市が判断します）。
- Q 4 紹介率最高法人の割合が80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。
- A 4 割合にかかわらず、市内に所在する全ての居宅介護支援事業所が作成する必要があり、当該資料は、事業所内で2年間保存しなければなりません。
- Q 5 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」等の提出方法が郵送可となっていますが、どのように郵送したらよいですか。
- A 5 普通郵便でかまいませんが、届いたかどうか心配であれば配達記録や書留などの方法でもかまいません。
- なお、届出書様式のコピーと返信用封筒（切手添付）を同封していただければ、コピーに

收受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を収受したことを確認するための対応であり、届出書の結果通知ではありません。

- Q 6 提出期限までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。
A 6 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れる場合は、事前連絡のうえ、速やかに提出してください。
- Q 7 特定事業所集中減算に該当することになってしまいました。が、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」や「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（以下「変更届」という。）も提出する必要がありますか。
A 7 減算の適用の有無が変更する場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の2通りです。
特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この変更届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。
また、減算が「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、変更届の提出が必要になります。
- Q 8 Q 7の変更届はいつまでに提出すればよいですか。
A 8 変更届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に提出してください。

◎ 計算方法等について

- Q 9 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。
A 9 その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけでなく、その月に利用している方全てをカウントします。
- Q 10 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。
A 10 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。
なお、提出期限までに要介護認定がおりない等により、カウントする件数が確定しない場合は、市まで御連絡ください。
- Q 11 介護予防は件数に含まれますか。
A 11 含まれません。
- Q 12 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。
A 12 含まれません。
- Q 13 例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。
A 13 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。

Q14 例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A14 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」(=分母)は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数(=分子)には、それぞれ1件ずつカウントします。

【例】

訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみ利用が80人、B法人のみ利用が15人、A、B両方利用しているのが5人の場合

A法人は $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B法人は $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ になります。

◎ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

Q15 事業所1、事業所2とありますが、紹介率最高法人の上位2つの事業所で計算するということでしょうか。

A15 計算は上位2つだけでなく、紹介率最高法人の全ての事業所をカウントします。同一法人で、3つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書(別紙)(別紙24-1)」を使用してください。

Q16 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。

A16 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、別紙(任意様式)に他の法人を記載してください。

Q17 紹介率が80%以下のサービスは記入しなくてもよいでしょうか。

A17 紹介率が80%以下の場合でも、全て記入する必要があります。

Q18 紹介率最高法人の住所、代表者名がわからない場合はどうすればよいでしょうか。

A18 介護サービス情報公表システムを活用してください。

【掲載URL】

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

Q19 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。

A19 いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています(欄外に記入してください)。

Q20 3月(9月)末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」等の提出義務はありますか。

A20 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」等を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月(9月)末廃止」を選択してください。

◎ 正当な理由について

Q21 「地域」とは何ですか。

A21 「地域」とは、調布市が定める居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域のことです。

Q22 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいでしょうか。

A22 市ホームページ（「特定事業所集中減算（居宅介護支援事業所用）」で検索）に掲載する事業所一覧にて確認してください。

Q23 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。

A23 調布市では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。

Q24 東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいでしょうか。

A24 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

東京都福祉サービス評価推進機構

（公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室）

電話 03-3344-8515

また、とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)

も参考にしてください。

Q25 居宅介護支援事業所の実施地域が複数自治体にまたがり、そのうちの1自治体（A自治体とする）には地域密着型サービス事業所が1事業所しかなく、A自治体は、他の自治体の地域密着型サービス事業所を指定していない状況である。この場合、A自治体の利用者はA自治体の地域密着型サービスしか利用できないが、正当な理由の範囲としてどのように判断したらよいか。

A25 ご指摘のケースについては、A自治体の利用者は、A自治体の地域密着型サービスの事業所しか利用できないことから、サービス事業所が少数である場合として正当な理由とみなして差し支えありません。

Q26 訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用環境の整備、介護福祉士の配置など質の高いサービス提供体制が整った事業所について評価を行うものであるから、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所の場合については、特定事業所集中減算の正当な理由として考えてよいか。

A26 当市における正当な理由は、「『正当な理由』の判断基準（調布市）」に示された場合に限ります。「『正当な理由』の判断基準（調布市）」に照らして判断してください。